

## 保険料の算出方法について

### 1 保険料の算出方法の概要

第7期介護保険事業計画期間中における、第1号被保険者の負担する保険料の算出方法の概要は次のとおりである。(坂出市高齢者福祉計画および第6期介護保険事業計画のp98「(3)保険料の算出」を参照)

- ① 標準給付費＋地域支援事業費合計見込額（平成30年度～平成32年度の計）
- ↓
- ② 第1号被保険者負担分相当額 … ①×③第1号被保険者負担割合（?%）
- ↓
- ④ 保険料収納必要額 … ②－（⑤準備基金取り崩し予定額＋その他）
- ↓
- ⑥ ④÷予定収納率
- ↓
- ⑦ 標準年額 … ⑥÷⑧所得段階別加入割合補正後被保険者数（平成30年度～平成32年度の計）

### 2 保険料（案）を提示できない理由

当初のスケジュール案においては、今回の策定協議会において第7期介護保険料（案）を提示する予定であったが、「1」中、次の事項等について未定または変更の予定のもの等があるため、次回（第5回）策定協議会にて提示するものとする。

- ① 標準給付費＋地域支援事業費合計見込額について  
前議事である「(3) 介護サービスの見込み量について」において提示した見込み量においては、現在議事としてしている基盤整備によるサービス料は見込まれていない。本議事の結果により、⑦に少なくない影響が及ぶ可能性がある。
- ③ 第1号被保険者負担割合について  
現在の負担割合は22%である。  
①のうち50%が公費（国，香川県，坂出市）で、残り50%を保険料で賄うこととされている。（地域支援事業費の一部は別割合）  
第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、それぞれの人数比率に基づき定められ、「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令」により平成27～29年度（第6期）については第2号被保険者の負担率が28%であることが定められている。  
第2号被保険者の負担割合は平成12～14年度（第1期）の33%から、期を追うごとに1%ずつ減少しており、平成30～32年度（第7期）については27%に下がり、これにより第1号被保険者の負担割合が23%に上がることが予想される。  
ただし、政令の改正がまだ行われておらず、1%の影響額は大きいと考える。

⑤ 準備基金取り崩し予定額について

介護保険給付準備基金の取り崩し予定額については、①、③及び⑧が確定し、算出した⑦の額により、現在（第6期）の保険料基準額と比較したうえで考慮していく。

⑧ 所得段階別加入割合補正後被保険者数について

本市の平成29年4月1日現在の第1号被保険者数は18,218人である。

ただし、別添「所得段階別対象者等 国の基準との比較」のとおり、第1号被保険者の所得等（「対象者」の「坂出市の基準」欄参照）により9段階に分け、⑦に「基準額に対する割合」の「坂出市の基準」を乗じたものが、それぞれの保険料（年額）となる。

これは、例えば、第1段階のかた1人が支払う保険料は標準年額を支払うかたの0.45人分であり、第9段階のかた1人が支払う保険料は同1.75人分であることから、実際の第1号被保険者数を⑧とすると、実際に支払われる保険料の総額と④との間に過不足が生じることとなる。

これを解消するため、⑧は実際の第1号被保険者数を、標準年額を支払う人数に補正する必要があるが、平成30年度～平成32年度の補正後の人数見込の計を算出しなければならない。

現在、本市では、所得金額や基準額に対する割合の一部において、国の基準とは異なる運用を行っているが、本年10月末に、国より第7～9段階の所得金額に変更の可能性がある旨の通知があった。

国の基準が変更された場合、市の基準も変更するかどうか、また変更する場合にはその内容により⑧の人数に変動が生じ、⑦に少なくない影響を与える可能性があるため、可能な限り国からの正式な通知を待ちつつ、本市としても複数のパターンでの試算の実施を要する。